

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

黒潮町長

市町村名 (市町村コード)	黒潮町 (39428)
地域名 (地域内農業集落名)	大方1 (灘・伊田郷・伊田浦・有井川・伴太郎・米原・仲分川・蜷川・上川口郷・上川口浦)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化が進んでおり、個人農家の規模拡大は見込めない。また、後継者が不足している。
- ・農地が小狭・不整形で、水路も老朽化が進んでいる。
- ・農業用施設の老朽化・農業者の高齢化が進んでいる。高齢の水稻農家が多く、若手は施設園芸が多い。
- ・水路等の農業施設の老朽化、水不足の地域もある。
- ・個人での農業機械の更新が困難。
- ・鳥獣被害も多く。鳥獣柵が老朽化しており対策が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の活用を継続し地域ぐるみの農地保全に取り組む。
- ・条件が悪い地区の基盤整備を実施し担い手に農地を集積する。
- ・耕作ができなくなったほ場は地区内外の担い手(集落営農組織等)に委託、農地集積する。
- ・事業を活用し老朽化した農業施設の改修を図る。
- ・地域内で組織を設立し、外部から雇用することで労力を確保する。
- ・地域での有望品目をブランド化し、有利販売につなげる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	186.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	186.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・入り作の斡旋を進め、農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用し、地域外からも新たな担い手の確保につなげる。 ・新規就農者を受け入れる(地区内外含む)。 ・日本型直接支払制度を活用し、集落の維持及び経営が持続可能な農家への支援。 ・地権者リストを作成・整理し、スムーズな農地貸借のシステム作りを進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業を活用し、地域外から担い手の確保を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構関連ほ場整備事業を活用し、ほ場整備へ取り組む。 ・基盤整備が必要な地区について協議を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合蜷川が県事業等を活用し、高収益作物栽培に係る農業機械導入を進める。 ・耕作が可能な農家の経営継続を図る。 ・施設園芸の後継者確保に取り組む。 ・地区内外から耕作者を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農事組合蜷川へ農地集積を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①、⑦日本型直接支払制度や国・町補助を活用し水路・農道・鳥獣柵の修繕を行っていく。
- ⑨高速道路延伸による周辺整備事業を活用し地域内の整備を進める。